

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、いずれも令和 3 年 5 月 2 5 日付けの各保護変更通知書（以下それぞれ「本件処分 1 通知書」「本件処分 2 通知書」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下それぞれ「本件処分 1」「本件処分 2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

生活保護受給証明書に記されているとおり、請求人が受領している保護費は、家賃、生活費のみであり、障害者加算がされていない。また、勤務地への交通費も計上されていない。

障害者加算がないことは、何度書面で求めても、別枠ではなく家賃の中に含まれるとの回答であった。家賃の中には障害者加算は含まれていないことについての書面は、何度請求しても口頭でごまかされている。

日常の生活を送るだけで、健常者よりもコストがかかる。障害加算があって初めて、健全な生活を送れるというギリギリのことである。加えて、生活保護の引下げ、障害年金の引下げも改めて見直して頂きたい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年2月22日	諮問
令和4年5月23日	審議（第66回第3部会）
令和4年6月20日	審議（第67回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1

項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

したがって、収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項で準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 障害者加算

保護基準は、別表第1生活扶助基準の中に、各種加算を位置付けており、その1つに障害者加算を挙げている（別表第1・第2章・2）。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととしている。

また、同・(イ)によれば、これらを所持していないものについては、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他「障害の程度が確認できる書類」に基づき行うこととされている。そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱

いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7・問65の答は、この「障害の程度が確認できる書類」(局長通知第7・2・(2)・エ・(イ))には、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過している場合に限り、同手帳が含まれるものと解して差し支えないとする。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は、国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害(以下「国民2級」という。)とそれぞれ認定するものとしている。

さらに、保護基準は、生活扶助、住宅扶助、出産扶助及び葬祭扶助の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、〇〇市は、級地区分において「1級地-1」に該当する地域であるとされ(保護基準別表第9・1・(1))、同地域における障害者加算額(国民2級、居宅)は、令和2年10月から令和3年9月までが17,870円とされている(保護基準別表第1・第2章・2・(1))。

(5) 収入認定

ア 収入額の認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・2は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

イ 勤労収入の認定

次官通知第 8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)に定める基礎控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

同・(4)を受けて、局長通知第 8・3・(1)・アは、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知第 8・3・(4)・別表「基礎控除額表」（以下単に「基礎控除額表」という。）の収入金額別区分に基づき認定することとし、同・イは、基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第 8・3・(1)・アによる勤労収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によることとしている。この「通勤費等の実費を控除する前の収入額」について、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 8－68 は、源泉徴収される諸経費の全てを控除する前の給与総収入額によることとしている。

そして、基礎控除額表によれば、被保護者世帯の 1 人目の収入金額区分が 15,200 円未満の収入に対しては、収入額全額が控除の額となる。

ウ 年金収入及び年金給付金の認定

次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)は、年金については、その実際の受給額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための経費としては、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとしている。

局長通知第 8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等による給

付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。また、同・イは、老齢年金等で、介護保険法135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものは、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとしている。

「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年8月22日付社援保発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。同日付年管管発0822第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「年金給付金通知」という。）Ⅱは、年金給付金は、次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)により、実際の受給額を収入として認定することとしている。

(6) 保護の程度の決定

次官通知第10は、保護の程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとしている。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費等の経費に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めることとしている。

(7) 次官通知、局長通知、課長通知、年金給付金通知及び問答集の位置づけ

次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

また、年金給付金通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

さらに、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いにつ

いて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するために作成されたものである。

2 本件各処分についての検討

(1) これを本件処分1についてみると、処分庁は、請求人が提出した本件申告書に基づき、請求人の収入額11,328円から、基礎控除額表に定める基礎控除額11,328円及び手袋代210円を控除した0円を請求人の令和3年5月分の収入として認定したことが認められる。

また、請求人の令和3年5月の保護費について、令和2年10月から令和3年9月までの障害者加算額（国民2級、居宅）が17,870円であるところ（1・(4)）、請求人の生活扶助費は、基準額77,240円に障害者加算額17,870円を加算した95,110円から、請求人の勤労収入認定額0円並びに障害年金65,141円及び年金給付金5,030円の計70,171円を減じた24,939円、住宅扶助費は29,000円であり、両者を合計した53,939円が、請求人に支給される額となることが認められる。

そうすると、手袋代210円は、本件申告書に記載がなく、本件処分1において控除すべきものではなかったが、結果として、請求人の勤労収入認定額が0円であることには変わりなく、5月分追加支給額を0円とし、保護変更理由を「就労収入認定額変更による」ものとして行った本件処分1に、違法又は不当な点は認められない。

(2) 次に、本件処分2についてみると、処分庁は、請求人の勤労収入見込額を10,000円と推計し、基礎控除額表に定める基礎控除額10,000円及び手袋代210円を控除した0円を請求人の令和3年6月分の勤労収入として認定したことが認められる。

また、請求人の令和3年6月の保護費について、上記(1)同様、53,939円が、請求人に支給される額となることが認められ

る。

そうすると、6月以降支給額を53,939円（生活扶助費24,939円、住宅扶助費29,000円）とし、保護変更理由を「就労収入見込み認定による」ものとして行った本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

(3) したがって、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに従って適正に行われたものと認められ、また、違算も認められないから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人の保護費には、障害者加算及び勤務地への交通費が計上されていないと主張する。

しかし、処分庁が、請求人の障害者加算として17,870円を計上していることは、上記2のとおりであり、勤務地への交通費は、本件申告書に記載がないことから、請求人の当該主張には理由がない。

また、請求人は、処分庁が障害者加算についての書面による説明を怠っている、家賃に障害者加算が含まれていないことの説明書面ももらったことがないとも主張する。

しかし、障害者加算が生活扶助費として生活保護制度の中で確立されており、その額が保護基準として公表されていること（1・(4)）、本件各処分においては、請求人の障害者加算額の変更はなされていないことを踏まえれば、このことによって、本件各処分を取り消すべきであるとまではいえない。

さらに、請求人は、生活保護費及び障害年金の引下げの見直しについても言及している。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをそ

の職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙(略)